

国家戦略特区「家事支援外国人受入事業」の実施について

**特区推進課
(2016.1.27)**

1. 事業の概要

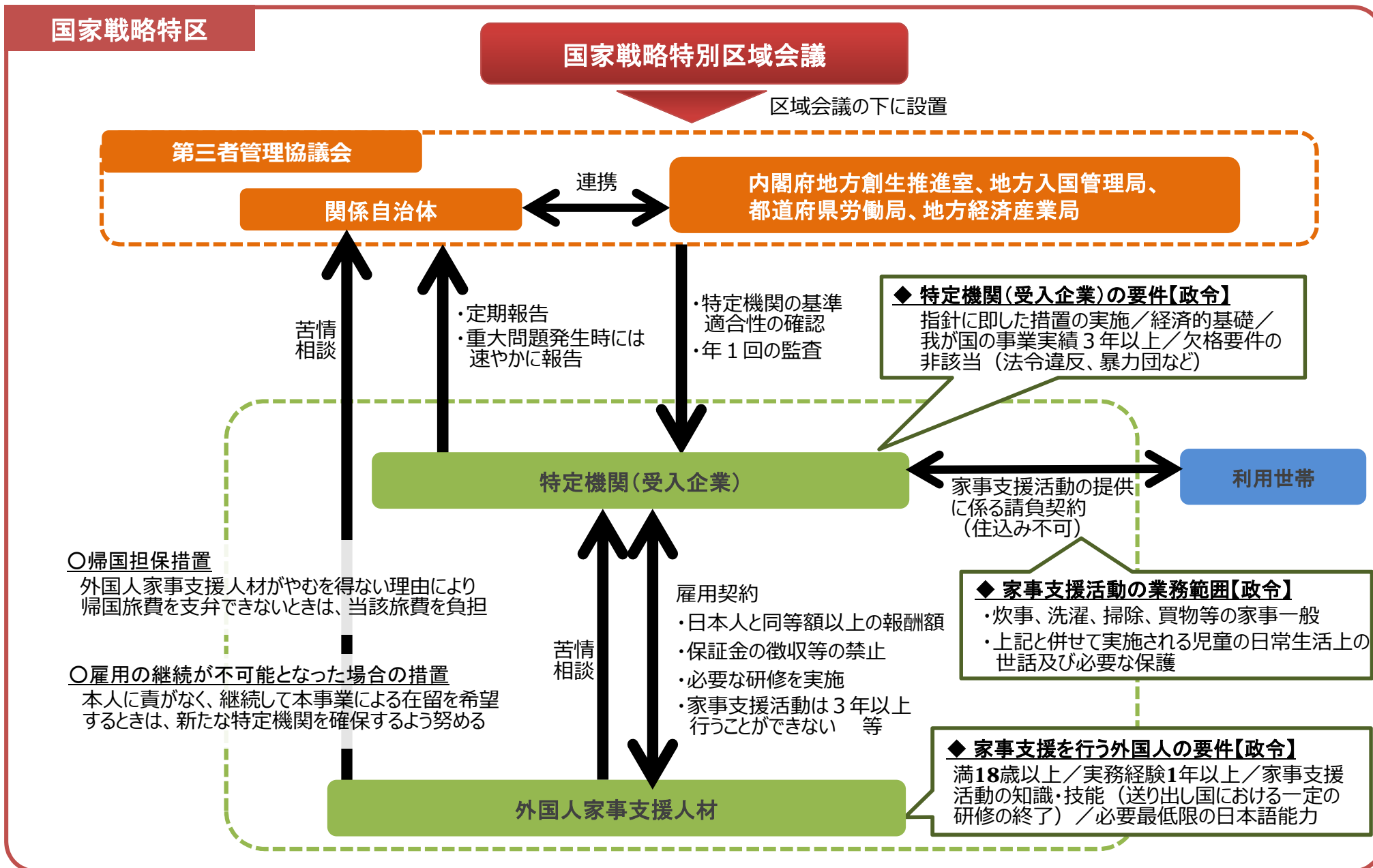
現在、外交官や高度人材などの外国人に雇用される場合にのみ入国・在留が認められている外国人家事支援人材について、国家戦略特区の規制改革事項として、入管法上の在留資格（特定活動）とみなして入国を認め、一定の要件を満たす特定機関（家事サービス事業者等）がフルタイムで雇用し、特区内の利用世帯において、家事支援サービスを実施する事業。
【国家特区法第16条の3「出入国管理及び難民認定法の特例」】

2. 事業実施の意義・目的

- 経済のグローバル化や人口減少、少子高齢化の中で、今後、経済を新たな成長軌道に乗せるためには、女性・高齢者・若者など、より多くの人々が、その能力を存分に発揮できる社会を構築することが重要。
- しかし、それを阻む要因の一つとして、家事・育児等の負担により「家庭を離れ辛い」、「働きたくても働けない」といった状況が挙げられる。
- そうした中、女性はもとより、家事の負担を抱える方々の支援ニーズに応えることで、働き方の幅を広げる方策として、今後大きな市場拡大も期待される家事支援サービスの活用は、有効な手段の一つ。
- ついては、多様なニーズに応えるサービスの選択肢を提供する観点から「家事支援外国人受入事業」を推進し、関西圏国家戦略特区の目標である“チャレンジングな人材が集まる都市”への環境整備を図る。

3. スケジュールと事業実施区域

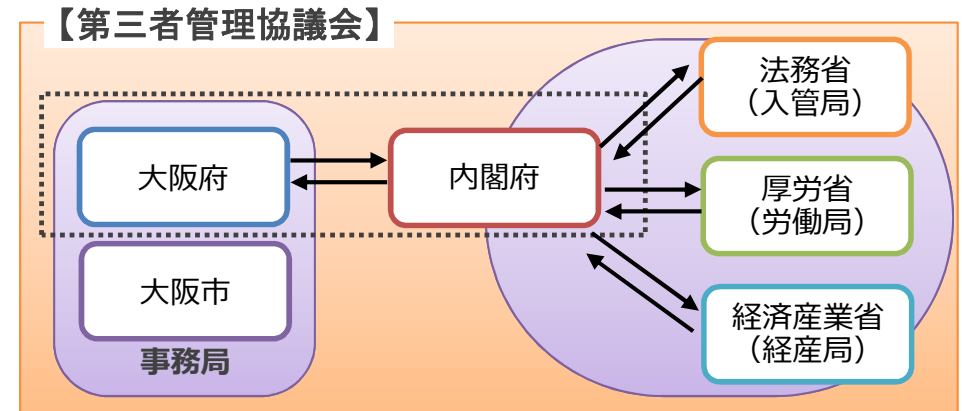
- 今後、区域計画の認定を経て、国と細部を詰めたうえで、早ければ4月の事業開始を予定。
(※ 神奈川県は、昨年12月に計画認定、本年3月実施予定)
- 事業実施区域は、当面「大阪市」とする。
⇒府内の他市町村での実施は、区域計画認定後、改めて市町村の意向を確認したうえで進める。



【府の役割 ～「第三者管理協議会」の構成員として～】

事業を適正かつ確実に実施するため、国家戦略特別区域会議の下に、関係自治体と国の機関（内閣府、入国管理局、労働局、経済産業局）により構成する「第三者管理協議会」を設置。府は主に以下の役割を担う。

- 内閣府とともに、府が「第三者管理協議会」の代表を担う
- 大阪市と共同で第三者管理協議会の事務局を運営する。
- 第三者管理協議会の構成機関の一つとして、次の取組みを行う。
「特定機関の基準適合性確認」、「特定機関の監査」、「自治体相談窓口設置」等



想定される主な指摘	対応・考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・日本人でなく、なぜ外国人の家事支援人材を受け入れる必要があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家事支援には外国人が不可欠という趣旨ではなく、利用者の多様な選択肢を広げるもの。
<ul style="list-style-type: none"> ・家事は単純労働ではないのか。移民の受入につながらないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人家事支援人材の要件として、1年以上の実務経験や、出身国が認定する機関での研修の修了、当該国政府の認定資格の保有と国外就業許可が求められている。また、家事支援活動は3年以上行うことができない。
<ul style="list-style-type: none"> ・「家事は女性」という誤った固定観念を広めてしまうこととならないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そういった固定観念に基づくものではない。女性に限らず、家庭の中にいる人が外で能力を発揮できるよう、また、働き方の幅が広がることを期待。
<ul style="list-style-type: none"> ・外国人を安い賃金で働かせ、日本人の雇用にも影響がでるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人家事支援人材は、特定機関にフルタイムで雇用され、労働関係法令も適用対象。報酬額は、日本人が従事する場合の報酬と同額以上。また、事業実施により相当数の日本人の解雇がないことが要件となっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・パワハラ、セクハラ、金銭搾取など、海外のような人権侵害の懸念は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本サービスは、特定機関と利用世帯の請負契約に基づくもので、住込みは不可。特定機関等による財産管理や財産移転契約等も一切禁止。また、家事支援人材からの相談・苦情は、特定機関、第三者管理協議会が窓口を設置。法令違反等の場合の確認（認定）の取り消し措置あり。